

## ビジネスプラス会員特約

**第1条 (目的)** 本特約は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）またはJCBおよびその指定するカード発行会社が発行する「ビジネスプラス」（以下「本カード」という）の利用に応じ、JCBが本カードの会員（以下「会員」という）に対し提供する特典、サービスの内容とそれらを受けるための条件を定めるものです。

**第2条 (ビジネスプラス)** 1. ビジネスプラスとはJCBが別に定めるJCB加盟店において、会員が本カードにより支払う場合に、JCBから所定の還元金をうけることができる制度です。 2. 本カードでは、Ok! Dokiポイントプログラムは適用されません。

**第3条 (ビジネスプラス対象店)** 1. ビジネスプラスの対象となるJCB加盟店は、ビジネスにおいて出張旅費、交通費、宿泊費等での利用が想定される業種（ガソリンスタンド、高速道路料金所、レンタカー営業所、タクシー会社、航空会社、旅行代理店、ホテル等）で分類されるJCB加盟店（以下「対象店」という）を指します。 2. 前項で定める対象店における利用であっても、一部本制度が適用されない場合があります。（百貨店等に出店している旅行代理店、専門店併設のガソリンスタンド等での利用）

**第4条 (キャッシュバック率)** 1. 還元金を算出するためのキャッシュバック率は、JCB所定の方法により毎月15日に締め切れ、ご利用明細書上に記載されたカード利用代金（以下「基準額」という）に応じて毎月決定されます。なお、基準額にはJCBまたはカード会社が定める年会費、保険料その他所定のものを含めません。 2. 会員の基準額は、それぞれのカード使用者のカード利用代金を合算した金額とします。

**第5条 (キャッシュバック対象金額)** 1. キャッシュバック対象金額はキャッシュバック率が決定された基準額の約定支払日から1ヵ月後の約定支払日に計上された対象店でのカード利用代金の合計とします。 2. ただし、キャッシュバック対象金額についてはJCBが上限を定めるものとし、それを超える金額はキャッシュバックの対象とはなりません。

**第6条 (還元金)** 1. 還元金は、キャッシュバック対象金額にキャッシュバック率を乗じて計算されます。 2. JCBは、還元金をキャッシュバック率決定月の1ヵ月後の約定日に支払いとなる支払額から差し引いて請求する方法により支払うものとします。 3. 還元金の計算は円単位で行なうものとし、小数点第1位を四捨五入するものとします。

**第7条 (還元金等の告知)** 第6条に基づき計算された還元金額および基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額等は会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。

**第8条 (複数カードの取り扱い)** 1. 会員が本サービスの対象となるカードを複数所有している場合には、本契約に基づき各カード毎に基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額、還元金を確定するものとし、これらを合算することはできません。 2. 会員が本カードを他の種類の本カードに切り替えた場合、切り替え前のカードと切り替え後のカードとは、本契約に基づき各カード毎に基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額、還元金を確定するものとし、これらを合算することはできません。

**第9条 (公租公課)** 本カードによって還元を受けた金額について公租公課が課せられる場合、会員がこれを負担するものとします。

**第10条 (還元の条件)** 会員がJCB会員規約（一般法人用）または本特約を遵守していないとJCBまたはJCBおよびその指定するカード発行会社が認めた場合、会員は還元金を受けられない場合があります。

**第11条 (権利の喪失)** 理由の如何を問わず、会員がJCBの会員資格を喪失した場合、本特約におけるすべての権利・義務は消滅するものとします。

**第12条 (ビジネスプラスに関する疑義等)** 1. 会員は理由の如何を問わず、本カードにおける権利・義務を他人に貸与、譲渡、担保提供したり相続することはできません。 2. 基準額、キャッシュバック率、キャッシュバック対象金額、還元金等に関して生じる疑義に関しては、すべてJCBが決するところによるものとします。

**第13条 (終了・中止・変更等)** 1. JCBは予告なしにいつでもビジネスプラスを終了もしくは中止し、または内容を変更できるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。 2. ビジネスプラスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

**第14条 (本特約の優越)** 1. 本特約に定めのない事項は、別に定める会員規約（一般法人用）によるものとします。 2. JCBが別に定める会員規約等（一般法人用）あらゆる規約と本特約の内容が一致しない場合は、本特約が優先されるものとします。

(TK530000・20120331)